

(財)女性のためのアジア平和国民基金

# 第5回理事会

平成8年3月

96.3.7  
7972

## 評議員の人選の方法等について

### 1 評議員とは

#### (1) 評議員（会）の必要性

評議員（会）は、法人の業務を公正に行うため、業務執行機関に対する諮問的なチェック又はチェックの役割を果たす機関として、寄附行為により設置する必要があるといわれ（内閣総理大臣官房管理室監修「公益法人の設立運営・監督の手引」P21）、「女性のためのアジア平和国民基金」の「寄附行為」においても、評議員の設置が定められている（寄附行為第32条）。

#### (2) 評議員（会）の職務

- ① 理事及び監事の選任（同第18条第1項）
- ② 理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議、助言（同第33条第4項）

#### (3) 評議員の選任等

- ① 理事会で選出、理事長が委嘱（同第32条第2項）
- ② 人数は6～12人（同第32条第1項）
- ③ 任期は2年（再任可、解任あり）（同第32条第3項）
- ④ 無報酬（同第32条第3項）

### 2 評議員の人選について

「女性のためのアジア平和国民基金」が、国民運動として、その所期の成果を挙げていくためには、上記1のように重要な機能を営む評議員（会）には、各界から幅広く人選を行う必要がある。

例えば、

- 財界 3人（例えば、宮崎理事に人選を依頼）
- 労働界 3人（例えば、呼びかけ人の芦田氏、自治労の後藤氏など）
- 女性・学界・言論界 3人（例えば、呼びかけ人の赤松氏など）
- 政府関係者（OB） 3人（総理府、外務省に人選を依頼）

### 3 具体的な人選に当たっての問題点

呼びかけ人との重複をどのように考えるか

→ 一部の者については重複を認めることとしてはどうか。

平成 8 年 3 月 7 日  
財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

第 5 回 理 事 会

議 題

【議事】

- (1) 平成 8 年度事業計画及び収支予算書について
- (2) 平成 7 年度収支予算書の科目の追加及び経理区分の変更について
- (3) 各国の状況 --- 今後の対話にむけて (別紙)
- (4) 広報
- (5) 国連人権委員会への対応
- (6) 歴史資料の整備小委員会
- (7) その他

【報告】

- (1) 募金状況
- (2) その他

## 平成8年度事業計画書

(平成8年4月1日～平成9年月31日)

平成8年度においては、いわゆる元従軍慰安婦の方々に対する国民的な償いを表す事業の更なる具体化と実施及び女性の名誉と尊厳を守るための各種事業を以下のとおり行うものとする。

### 1 いわゆる元従軍慰安婦の方々に対する国民的な償いを表す事業

- (1) 一時金の支給に向けた各国NGOとの意見調整
- (2) 一時金の支給対象及び支給額並びに支給方法等の検討・決定及び一時金の支給

### 2 女性の名誉と尊厳を守るための事業

#### (1) 補助事業

女性の名誉と尊厳を守るために活動するNGOの事業を補助するための事業

##### ① 広報活動支援事業

- ・ 今日的な女性問題に取り組むNGOのパンフレットの作成・配付に係る広報事業費を補助

##### ② 民間シェルター支援事業

- ・ 暴力等の急迫の問題に直面している女性を緊急避難的に収容する施設に対する費用等の補助の実施

#### (2) 委託事業

女性の名誉と尊厳を守るために行う事業のうち他に委託して実施する事業

##### ① 調査研究事業

- ・ 女性の名誉と尊厳を侵害する犯罪等の行為の実態等の究明

##### ② メンタルケア技術開発事業

- ・ 名誉と尊厳を侵害する行為等に悩む女性の精神・心理面での救済のための効果的な心療技術の研究・開発の実施

#### (3) その他の啓発事業等

女性の名誉と尊厳を守るために行う事業のうち基金白らが実施する事業（他と共催するものも含む。）

##### ① 普及啓発事業

- ・ ポスター、新聞等によるキャンペーンの実施
- ・ 読本等による普及啓発
- ・ 地方対策会議の開催

##### ② 国際会議の開催

- ・ 諸外国のNGO、学識者等との意見交換等

##### ③ 総合相談センター事業

- ・ 名誉と尊厳を侵害する行為等に悩む女性に対するカウンセリングの実施
- ・ 今日的な女性問題に関する相談活動を行っているボランティアに対するカウンセリングの実施

### 3 政府機関、国際機関と協力して行う上記2の事業



# 収 支 予 算 書

平成8年4月1日から平成9年3月31日まで

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

## 1 収入の部

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
事業外収入	2,322,606,000	2,482,121,000	△ 159,515,000	
基本財産収入	0	70,000,000	△ 70,000,000	
基本財産運用収入	1,400,000	0	1,400,000	
寄附金収入	1,800,000,000	2,000,000,000	△ 200,000,000	
補助金収入	481,206,000	412,121,000	69,085,000	総理府より
借入金収入	40,000,000	0	40,000,000	三和銀行より
当期収入合計(A)	2,322,606,000	2,482,121,000	△ 159,515,000	
前期繰越収支差額	200,000,000	0	200,000,000	
収入合計(B)	2,522,606,000	2,482,121,000	40,485,000	

## 2 支出の部

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
事 業 費	2,385,491,000	312,828,000	2,072,663,000	
一時金支給費	1,900,000,000	0	1,900,000,000	
キャンペーン事業	0	312,828,000	△ 312,828,000	
女性尊厳事業	485,491,000	0	485,491,000	
補助事業	141,498,000	0	141,498,000	広報活動支援 民間NPO支援
委託事業	26,931,000	0	26,931,000	調査研究 IT技術開発
その他啓発 事業等	317,062,000	0	317,062,000	募金からの1億 円を含む
管 理 費	95,715,000	99,293,000	△ 3,578,000	
人 件 費	42,956,000	22,364,000	20,592,000	
事 務 費	52,759,000	76,929,000	△ 24,170,000	
基本財産取得支出	0	70,000,000	△ 70,000,000	
借入金返済支出	40,000,000	0	40,000,000	
借入金返済支出	40,000,000	0	40,000,000	
予 備 費	1,400,000	0	1,400,000	
予 備 費	1,400,000	0	1,400,000	
当期支出合計(C)	2,522,606,000	482,121,000	2,040,485,000	
当期収支差額(A)-(C)	△ 200,000,000	200,000,000	△ 400,000,000	
次期繰越収支差額(B)-(C)	0	200,000,000	△ 200,000,000	

収 支 予 算 書

平成8年4月1日から平成9年3月31日まで

当期収入合計 2,522,606,000円

当期支出合計 2,522,606,000円

差 引 0円



# 収 支 予 算 書

平成8年4月1日から平成9年3月31日まで

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

## 1 収入の部

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
事業外収入	2,322,606,000	2,484,621,000	△ 162,015,000	
基本財産収入	0	70,000,000	△ 70,000,000	
基本財産運用収入	500,000	2,450,000	△ 1,950,000	
寄附金収入	1,800,000,000	2,000,000,000	△ 200,000,000	
補助金収入	481,206,000	412,121,000	69,085,000	総理府より
借入金収入	40,000,000	0	40,000,000	三和銀行より
雑収入	900,000	50,000	850,000	
当期収入合計(A)	2,322,606,000	2,484,621,000	△ 162,015,000	
前期繰越収支差額	200,000,000	0	200,000,000	
収入合計(B)	2,522,606,000	2,484,621,000	37,985,000	

## 2 支出の部

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
事 業 費	2,385,491,000	312,828,000	2,072,663,000	
一時金支給費	1,900,000,000	0	1,900,000,000	
女性名誉尊厳事業	485,491,000	0	485,491,000	
補助事業	141,498,000	0	141,498,000	広報活動支援 民間シスター支援
委託事業	26,931,000	0	26,931,000	調査研究 ノウハウ技術開発
啓発事業等	317,062,000	0	317,062,000	キャンペーン事業を含む
キャンペーン事業	0	312,828,000	△ 312,828,000	
管 理 費	95,715,000	94,293,000	1,422,000	
人 件 費	42,956,000	22,364,000	20,592,000	
事 務 費	52,759,000	71,929,000	△ 19,170,000	
基本財産取得支出	0	70,000,000	△ 70,000,000	
固定資産取得支出	0	5,000,000	△ 5,000,000	
借入金返済支出	40,000,000	0	40,000,000	
借入金返済支出	40,000,000	0	40,000,000	
予 備 費	1,400,000	0	1,400,000	
予 備 費	1,400,000	0	1,400,000	
当期支出合計(C)	2,522,606,000	482,121,000	2,040,485,000	
当期収支差額(A)-(C)	△ 200,000,000	2,002,500,000	△ 2,202,500,000	
次期繰越収支差額(B)-(C)	0	2,002,500,000	△ 2,002,500,000	

初年度（平成7年度）収支予算書  
 （設立許可日から平成8年3月31日まで）

I 収入の部

（単位：円）

科 目		予 算 額	前年度 予算額	増 減	備考
大 科 目	中 科 目				
基本財産収入	基本財産収入	70,000,000	0	70,000,000	
基本財産運用収入	基本財産利息収入	2,450,000	0	2,450,000	
寄附金収入	寄附金収入	2,000,000,000	0	2,000,000,000	
補助金収入	国庫補助金収入	412,121,000	0	412,121,000	
当期収入合計（A）		2,484,571,000	0	2,484,571,000	
前期繰越収支差額		0		0	
収入合計（B）		2,484,571,000	0	2,484,571,000	

II 支出の部

(単位：円)

科 目		予 算 額	前年度 予算額	増 減	備考
大 科 目	中 科 目				
事 業 費	運営審議会経費	1,580,000	0	1,580,000	
	キャンペーン関連事務費	37,844,000	0	37,844,000	
	海外事情調査費	6,778,000	0	6,778,000	
	キャンペーン事業費	312,828,000	0	312,828,000	
管 理 費	一般事務費	53,091,000	0	53,091,000	
基 本 財 産	定期積立金	70,000,000	0	70,000,000	
予 備 費	予 備 費	0	0	0	
当期支出合計 (C)		482,121,000	0	482,121,000	
当期収支差額 (A) - (C)		2,002,450,000	0	2,002,450,000	
次期繰越収支差額 (B) - (C)		2,002,450,000	0	2,002,450,000	

収支計算書の科目の追加及び経理区分の変更

初年度（平成7年度）収支予算書  
（設立許可日から平成8年3月31日まで）

I 収入の部

（単位：円）

科 目		予 算 額	前年度 予算額	増 減	備考
大 科 目	中 科 目				
基本財産収入	基本財産収入	70,000,000	0	70,000,000	
基本財産運用収入	基本財産利息収入	2,450,000	0	2,450,000	
寄附金収入	寄附金収入	2,000,000,000	0	2,000,000,000	
補助金収入	国庫補助金収入	412,121,000	0	412,121,000	
雑収入	受取利息	50,000	0	50,000	
当期収入合計（A）		2,484,621,000	0	2,484,621,000	
前期繰越収支差額		0	0	0	
収入合計（B）		2,484,621,000	0	2,484,621,000	

II 支出の部

(単位：円)

科 目		予 算 額	前年度 予算額	増 減	備考
大 科 目	中 科 目				
事 業 費	キャンペーン事業費	312,828,000	0	312,828,000	
	管 理 費	一般事務費	94,293,000	0	94,293,000
基本財産取得支出	定期積立金	70,000,000	0	70,000,000	
固定資産取得支出	什器備品購入支出	5,000,000	0	5,000,000	
当期支出合計 (C)		482,121,000	0	482,121,000	
当期収支差額 (A) - (C)		2,002,450,000	0	2,002,450,000	
次期繰越収支差額 (B) - (C)		2,002,450,000	0	2,002,450,000	

## 各国の状況—今後の対応にむけて

### (1) 韓国

先週、高崎宗司運営審議会委員、原田信一業務部員が2回目の訪問を行った。しかし、被害者には今回も直接は会えなかった。非常にむずかしい状況となってきている。今後、いろいろなルート、例えばジャーナリスト、あるいは基督教の団体等との対話を行うなど、基金の誠実さを示すとともに、国民が寄付した気持ちを韓国語訳を持参するなど理解をえらるよう努力を行っていきたい。

《むずかしくなっている理由》

- ①竹島など歴史的問題も重なり総選挙をひかえた「反日」的風潮
- ②国の責任を表す補償しないなどへの反発。国の姿勢への疑念が根強く、また広がっている。
- ③当事者以上に支援団体がスジ論に傾き、国際圧力に期待している。

### (2) フィリピン

4者連絡協議会（基金、リラ・ピリピーナ、日本大使館、フィリピン政府）の性格や運営形態などについての文章案を基金と日本大使館との間で検討中。次回派遣を4月初旬に予定しているが、一時金支給等についてより具体的な内容を示さなければならない状況にある。

### (3) 台湾

「台湾外交部は、基金の下村満子さんの対話チームに対して、基金会（被害者の支援組織）、被害者の「民間基金」は日本国家の責任を回避するもので反対であるという立場を支持することを表明した」（別紙）というプレス用参考資料を日本のマスコミにも配付している。すなわち、外交部としては「基金会や被害者の立場を支持」ということで、暗に「外交部も基金には反対」というニュアンスが伝わるよう意図的に動いている。

高木健一氏が、2月29日より3月3日に台湾を訪問。基金会より、「それなりの金額が支払われるなら『基金』でもいい」というような回答があったもよう。高木さんと入れ代わりに、「本岡参議院議員、戸塚弁護士、本岡議員秘書」が訪れている。

なお、3月27日から29日まで、大沼保昭さんに台湾に行ってもらっている。

当面は、基金側からいろんな角度からの対話を当面重ねていきたい。

### (4) インドネシア

政府は、「賠償ですべて終わっている」という立場のようであり、新しく運営審議会委員となった後藤乾一さんを中心に基金としてどのように対応するかを討議中。

2/3

第六期

### 外交部新聞文化司新聞參考資料

八十三年二月八日

針對日前媒體報導日本政府不會接受聯合國人權委員會建議，對二次大戰期間被強徵充當日軍慰安婦之亞洲婦女提供賠償乙事，本部謹表達嚴正之關切，並將持續就此一問題繼續與日方磋商，以求早日獲致圓滿解決方案。

按日本政府為解決「慰安婦」問題，於去年七月成立民間基金「亞洲女性和平國民基金」，由日本總理府及外務省共同管理。上（元）月二十四日該基金會派遣五人「對話小組」分赴中、韓、菲等國，就如何具體落實該基金會之功能且有效迅速解決慰安婦問題等項與各國政府主管部門、婦女相關團體暨慰安婦個人等交換意見。來華之「對話小組」由日本新聞界名人下村滿子率領，外務省亞洲局南東亞第一科地域調整官篠原勝弘亦隨行。

本部人員於元月二十五日與「對話小組」於晶華酒店就如何圓滿解決慰安婦

643



3/3

問題交換意見。本部人員曾向日方人員表達我國之嚴正立場：①我婦援會等團體及慰安婦個人反對日本政府圖以民間基金方式進行補償以逃避日本國家責任。本部亦採支持之立場；②對慰安婦應個別賠償且一次給付；③應以公平、公正原則解決本案，不得對我採差別待遇；④日本政府應表現最大誠意，對慰安婦個人之意見，予以尊重及最優先之考慮。

(3)

	A	B	C	D	E	F
1		合計	<p style="text-align: center;">万円 <b>アジア女性基金募金総額</b></p>			
2		(万円)				
3	8/16	1454.0933				
4	8/18	1765.5449				
5	8/23	2069.9563				
6	8/26	3223.6924				
7	9/1	3788.0269				
8	9/8	4313.9044				
9	9/14	4476.6983				
10	9/22	5019.1561				
11	9/29	5504.9281				
12	10/6	5691.2959				
13	10/13	5853.0501				
14	10/20	6071.1987				
15	10/27	6143.1606				
16	11/2	6185.539				
17	11/10	6364.0711				
18	11/17	7463.2828				
19	11/20	7609.3148				
20	11/24	7737.4038				
21	12/1	8587.94				
22	12/6	10284.2555				
23	12/8	11651.5222				
24	12/15	12456.8767				
25	12/22	12906.9461				
26	1/4	13375.4507				
27	1/12	13499.0889				
28	1/18	13594.8788				
29	1/26	13997.1669				
30	2/2	14298.7169				
31	2/8	14445.7949				
32	2/16	14685.1262				
33	2/23	16859.1616				
34	3/1	17611.2186				
35						
36						

(仮訳)

第29号条約：強制労働、1930年

日本（批准：1932年）

本委員会は大阪府特別英語教職員組合（OFSET）からの、第二次世界大戦前及び同大戦中における本条約の適用に関する、1995年6月12日付の意見に留意する。本委員会は本条約が当該期間中、日本について効力を有していたことに留意する。申立は、いわゆる軍隊の「慰安所」に監禁された女性達の著しい人権侵害及び性的虐待、すなわち本条約に含まれる禁止の範囲に含まれる状況に言及している。本委員会は、かかる行為が、本条約に違反する性的奴隷として性格づけられるべきものであると認める。政府は、1995年8月31日付で写が送付されたOFSETの書簡に関しコメントをしていない。

OFSETは、当該女性達の強制労働から生ずる賃金、補償その他の給付を求めている。当該組合の文書の中に見られる申立を基礎とすれば、これらの女性達は本条約の下で、賃金その他の給付を受ける権利を有していたであろうと思われる。

本条約及び本委員会の委任事項の下で、本委員会は、補償及び賃金のために求められている救済を命ずる権限を有していない。この救済は政府によってのみ与えられ得る。本委員会は、これらの出来事から経過した時間に鑑み、政府がすみやかに本件に適切な考慮を与えることを希望する。

仮訳

15

GV4738-01  
資料 2.

Convention No. 29: Forced Labour, 1930

Observation 1995 bis

---

Japan (ratification: 1932)

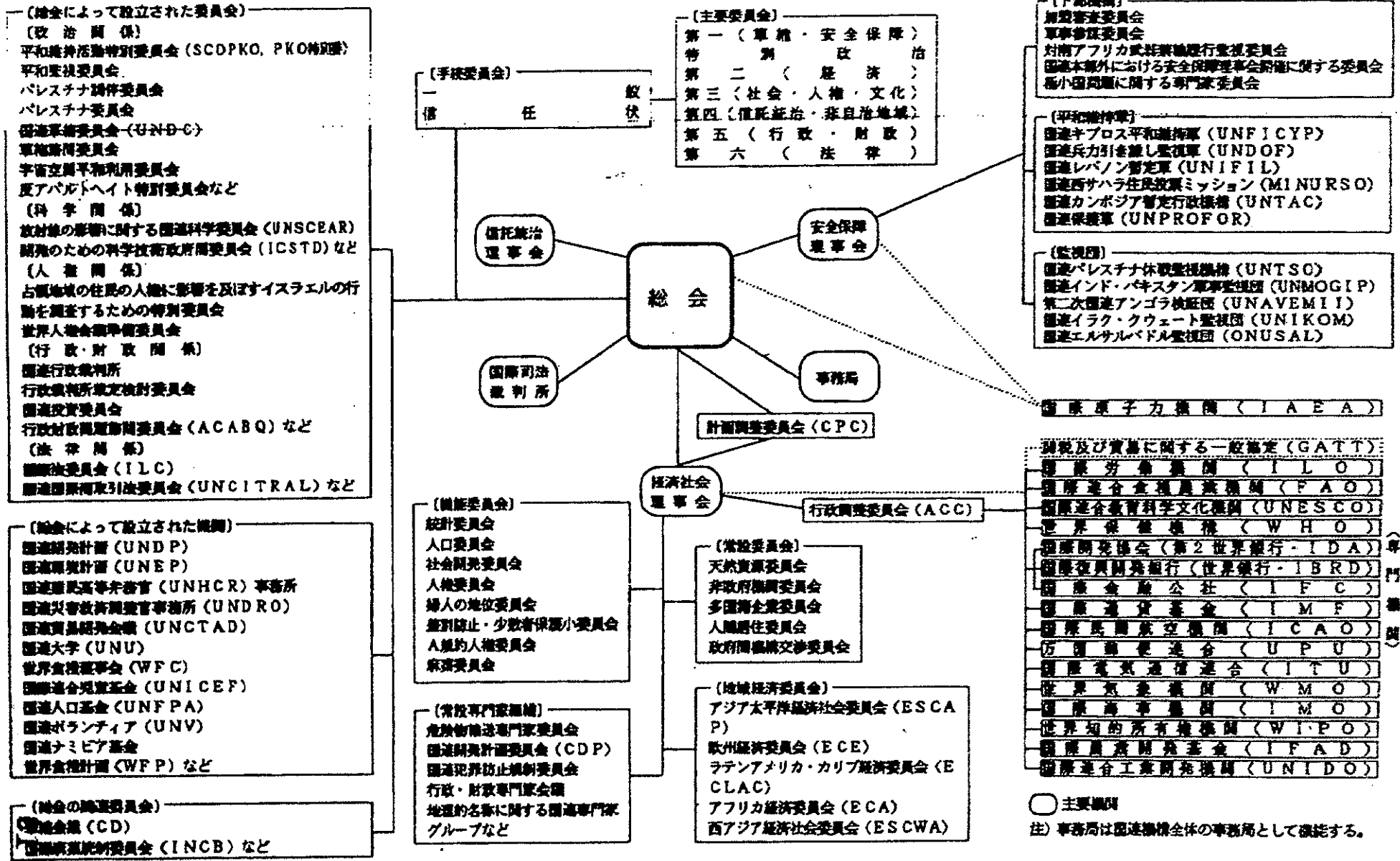
The Committee takes note of the observations of the Osaka Fu Special English Teachers' Union (OFSET), dated 12 June 1995, concerning the application of the Convention during the years prior to the Second World War, and during that war. The Committee notes that the Convention was in force for Japan during that period. The allegations refer to gross human rights abuses and sexual abuse of women detained in so-called military "comfort stations", a situation which falls within the prohibitions contained in the Convention. The Committee recognizes that such conduct should be characterized as sexual slavery in violation of the Convention. The Government has made no comment on OFSET's letter, a copy of which was sent to it on 31 August 1995.

OFSET has asked for wages, compensation and other benefits arising from the forced labour of the women concerned. On the basis of the allegations as they appear in the trade union's communication, it would appear that these women would have been entitled to wages and other benefits under the Convention.

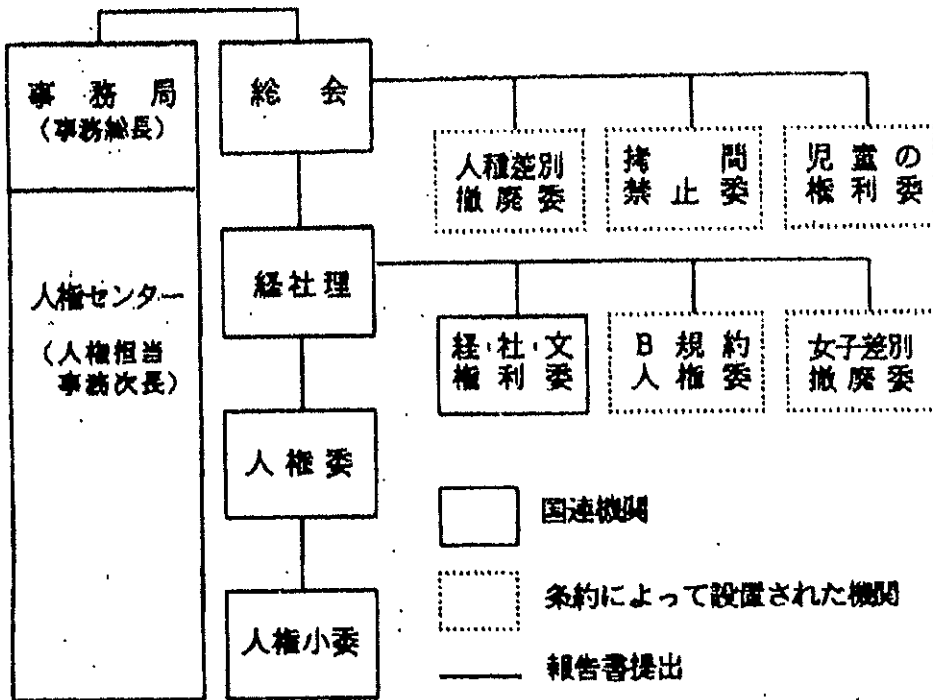
Under the Convention and the Committee's terms of reference, the Committee does not have the power to order the relief sought for compensation and wages. This relief can be given only by the Government. The Committee hopes that, in view of the time that has elapsed since these events, the Government will give proper consideration to this matter expeditiously.

(3) 16

# 国際連合組織図



人権の問題を扱う国連ならびに条約機関



山・小委員は別々の委員会に別れてす  
もう一つ、私は別の人権の仕事为国連の場  
でやっています。皆さんにとってはアウン・  
サン・スー・チーさんの名前で馴染みがある  
と思いますが、ミャンマー(ビルマ)の人権  
状況に関する特別報告者という仕事です。  
これは、人権小委員会ではなくて、人権委  
員会の方から任命されているものです。こち

らの方はどういう仕事をするかといひます  
と、ミャンマーで人権侵害を受けたという人  
とか、あるいはその人たちを知っている人と  
か、あるいはアムネスティ・インターナシ  
ヨナルのような人権団体から、私のところに  
いろいろ人権侵害の状況が文書の形で届きま  
す。手書きで書いた訴えのようなものもたく  
さんあります。ミャンマー政府に対して、そう  
いうものを基礎にして質問状を出して、回答  
を得るといふこともします。  
それから十一月ごろには実際にミャンマー  
に行き、政府関係者と話をしたり、あるいは  
場合によると人権侵害の被害者に、政府の目  
には触れないような形でこっそり会って話を  
聞くといふようなことをしています。  
その私の一年を通しての活動の結果を、秋  
の国連総会へ報告する。だいたい十一月の末  
か十二月の初めに、国連総会は国別の人権状  
況の審査をします。  
二月の末には今度はジュネーブへ行き、人  
権委員会に対して、ミャンマーの人権状況に  
ついての詳細な報告をします。それぞれの場  
所で、私が報告をしますと、審議が行われ  
て、最終的にはミャンマーについての決議が  
出され、人権状況が非常に悪いといふことを  
非難して、改善のためのいろいろな勧告を出  
すといふことをやっております。

例えは昨年の十二月には  
長文の決議を出しました。  
んアウン・サン・スー・チ  
件釈放とか、政治犯の釈放  
いる人権問題を解決する  
れています。同じような必  
初めに人権委員会でも採択  
いうような仕事のお手伝い  
ことです。

複雑な組織と権限関係

今日は国連における人権  
といふことで、話をさせて  
が、その前提として、国連  
体とは区別されなければい  
の話は実は、この国連本  
っています。つまり、いわ  
に加わる専門機関はのぞき  
般的に普通国連と言われ  
す。ニューヨークに本部が  
とウィーンにヨーロッパ本  
世界各地にいろいろな事務  
とです。

もう一つ混同しないよう  
ますと、よくマスコミなど  
ユニセフ、UNDP(国連